

令和5年度 日立市立滑川中学校 部活動運営方針

1 ねらい

- 同じ目的をもった仲間同士が、技能や体力の向上を目指すことを通して、好ましい人間関係の構築を図り豊かな学校生活を送ることができるようにする。
- 部活動を通して、学校生活全般に対する意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を養う。

2 活動時間及び休養日について（感染症対策等がある場合は変更の可能性あり）

- 平日の活動時間は上限2時間、休業日の活動時間は上限3時間とし、週の活動合計の上限を11時間とする。
- 休養日は週当たり、平日には1日以上、週休日には土・日いずれかを休養日とする。
- 長期休業中は上記に加え、学校閉庁日を含む約1週間を休養日とする。
(8月12日～18日)、(12月28日～1月4日)、※11月13日も閉校日
- 中間テストは2日前、期末テスト・学年末テストは3日前(技能教科：1日前・5教科：2日前)、テスト当日及び式のある日は部活動を休みとする。
- 熱中症指数(WBGT)が31℃以上のときは、活動を原則禁止とする。

○活動時間（令和5年度）

時期	活動時間	完全下校時刻
1学期～県北新人戦	帰りの会終了後～18:00	18:15
県北新人戦終了後～潮風祭	帰りの会終了後～17:30	17:45
潮風祭終了後～1月31日	帰りの会終了後～16:45	17:00
2月1日～2月9日	帰りの会終了後～17:00	17:15
2月13日～3月22日	帰りの会終了後～17:30	17:45

○月曜日を休養日とする（総体、新人戦、コンクールの前は、その限りでない。参加する部活のみ）

○毎週木曜日を部活動調整日とする。

→新人戦終了後から2月末までは毎週木曜日を部活動休養日とする。

→木曜日に活動する部活の終了時刻は16時30分とする。（3月～新人戦終了）

→シーズン中であっても積極的に休養日を設ける。

○顧問（副顧問）は、片付け・あいさつを含めて生徒が下校時刻を守れるように指導する。

○部活動終了のチャイムは①完全下校の15分前、②完全下校時刻に鳴る。1回目のチャイムが鳴ったら必ず片付けを始める。片付けに時間がかかる部活動は、チャイムが鳴る前に終了する。

3 土・日曜日、祝日の活動について ※○数字は時間

○土・日曜日、祝日の活動は準備・片付けを含めなくて上限3時間とする。

○土・日曜日どちらかは休みにする。大会で休みが取れない場合は、別の休日に振替えを設ける。

○毎月、第3土曜日、第3日曜日は部活動調整日とする。

※将来的には、部活動地域移行に伴い第3週の活動を行わない方向である。

※基本的な活動例

土	日	月	火	水	木	金	土	日
活動③	休養日	休養日	活動②	活動②	活動②	活動②	活動③	休養日

※練習試合等で上限3時間を超過→次週の週末は時間を3時間減じる（第3週目に振替えだと望ましい）

第1週		第2週		第3週		第4週	
土	日	土	日	土	日	土	日
練習③	休養日	練習⑥	休養日	振替	休養日	練③	休養日

※大会等を2日間連続で実施→次週の週末は両日とも休養日（第3週目に振替えだと望ましい）

第1週		第2週		第3週		第4週	
土	日	土	日	土	日	土	日
練習③	休養日	大会③	大会③	振替	休養日	練③	休養日

※大会等を2日連続で実施、かつ上限3時間を超過→超過分9時間を3時間×3日分振り替え

第1週		第2週		第3週		第4週	
土	日	土	日	土	日	土	日
大会⑥	大会⑥	振替	休養日	振替	休養日	振替	休養日

○公式大会等で上位大会に進み、上位大会が1ヶ月以内に控えている場合（県北大会1ヶ月前）
→調整の必要から生徒が希望する場合、校長の判断により、平日に休養日を振替えることができる。
→毎週木曜日の部活動調整日に休養日を振替える。

- 部活動開始時刻には、顧問は練習場所にいる。
- 部活動中は顧問がつき、終了後は生徒の下校を確認する。
- 生徒の登下校は制服かジャージ（冬は部活動で購入したウインドブレーカー）とする。
ただし、練習試合はユニフォームでの登下校を許可する。
- 自転車による登校や移動は禁止とする。
- 無断で教室への出入りはしない。
- 校舎内を使用する部は、生徒昇降口から出入りし、施錠は顧問が責任をもって行う。
また、トイレの電灯、窓等の施錠も生徒が下校後に顧問が責任をもって確認する。
- 鍵や用具等を取りに職員室に入る生徒も生徒昇降口から出入りする。
- 生徒の職員玄関出入りは禁止とする。
- 校外で活動をし、保護者の連絡に携帯を持参させることも禁止とする。活動終了時刻を事前に連絡をし、迎えをお願いする。もしくは、顧問が責任をもって保護者に連絡をする。
- 保護者送迎の場合、乗り合わせを禁止とする。
- 本校で練習試合を実施する際、該当部以外の生徒の練習試合の観戦は禁止とする。
- 総体、新人戦を含め、1か月の大会数は、1大会程度とする（大会が複数ある場合には、1大会程度に精選する）。

長期休業の活動日数について

- 夏季休業・・・20日以内（8月12日～8月18日は部活動休養日）
最後の3日間は、休養日とする（最後に大会がある場合には、閉庁日以外に、3日間の休養日を設ける）。
 - 冬季休業・・・8日以内（12月28日～1月4日は部活動休養日）
 - 春季休業・・・10日以内
- ※長期休業中も週の活動時間上限は11時間とする。

4 新入生の部活加入について

- 部活動見学…4月14日（金）、18日（火）16:00～16:45
- 部活動体験…4月19日（水）、20日（木）15:00～15:45、21日（金）16:00～16:45
※家庭訪問期間は部活動体験は行わない。（4月25日～4月27日）
- 入部届提出締め切り期間（全学年）…4月27日（木）
- 正式入部…4月28日（金）
- GW（4月29日～5月7日）の活動について
・新入生に配慮した活動計画を作成する。（1年生の休養日を設定する、市外での練習試合の参加制限等）

5 朝練習について

- 朝練習は原則行わない。
- 陸上・駅伝練習に限り、1日の上限の範囲内で実施可とする。（総体・新人の1ヶ月前から）
- 朝練習を行う際は、以下の点を守って実施する。
・朝練習は、保護者に同意を得て行う。同意書は顧問に提出。部活動主任が集め保管。
・朝練習時間は、7:10～7:50までとする。
・朝練習を実施する場合、登校時間は7:00とし、7:00前の登校は認めない。
・朝練習終了時間は、片付けと着替えを終え、8:05には着席完了できるようにすること。
※朝練習がある場合は、ジャージでの登校を許可する。
・朝練習を実施する場合、顧問は7:00までに出勤をする。
・顧問が学校に来てから、朝練習を開始するように各部で指導する。
・顧問が参加できない日は中止する。
※上記が守れない場合には、朝練習を禁止とする。

6 練習試合について

- 学校で練習試合または合同練習会を行う場合には、他の部の顧問に相談し了解を得る。
- 市外で練習試合または合同練習会を行う場合は、対外競技参加承認申請書(参加届)を作成し、教育長宛に発送する。
※10日前までに提出する。試合日が決まり次第、対外競技参加承認申請(参加届)を作成し、起案する。
大会の場合は大会要項と一緒に起案する。
※コピーしたものをファイルに綴じる。

7 雨天時（外の部）について

- 校舎内でバット・ラケット・ボールの使用は禁止。
※状況に応じて各部顧問で相談し、臨機応変に対応する。

8 職員室の出入りについて

- 学年、部活名、氏名、用件を言うてから入る。（黙って荷物、鍵の持ち出しはしない。）
- ウインドブレーカーの上着は脱ぐ。

9 県北地区大会以上の大会に出場したときの応援生徒の参加人数について

- 団体戦…原則として全員（男女別）参加する。
- 個人戦…原則として出場選手と同数の補助（応援）の参加とする。
- ※個人で2名大会出場の場合、選手2人＋補助2人＋顧問1人
市からの補助金については、選手と補助の生徒のみ支給される。

10 総体及び新人戦の交通手段について

- バスを手配する場合は、各部で準備する。
- 保護者送迎をする場合には、必ず各部の理事と相談をする。
- 大会2週間前から出発時間・移動手段のとりまとめを行う。決まり次第、部活動主任に報告する。

11 その他

- 土・日曜日、祝日の練習・練習試合・大会等で飲み物を持参する場合は、水筒または専用ボトルに入れて持参する。ただし、補給用のペットボトルの持参は可。（紙パック・缶は禁止）
- 中体連の申し合わせ事項に準ずる。
- 保護者の差し入れは練習試合であっても禁止する。
- 5月に部活動見学会・保護者会を実施する。
- 9月から月1回地域と連携した部活動を行う。（滑川スポーツファミリークラブ）
- 生徒の心身の健康を第一に活動し、活動中の事故防止を万全に行う。体罰・暴力・暴言・ハラスメントはいかなる理由があろうとも許されない。

12 部活動顧問

部活動	顧問	部活動	顧問
野球	未定	女子バレーボール	未定
サッカー	未定	男子バレーボール	未定
陸上競技	未定	卓球	未定
男子ソフトテニス	未定	剣道	未定
女子ソフトテニス	未定	柔道	未定
男子バスケットボール	未定	吹奏楽	未定
女子バスケットボール	未定	文化部	未定

13 部活動の在り方について（確認）

○廃部について

- (1) 2年連続で新入部員が0だった場合、廃部の方向で検討する。
※令和5年度総体までの活動をもって柔道部、剣道部は廃部とする。
美術部・パソコン部は令和5年度も文化部（美術）、文化部（パソコン）として活動する。
顧問については、美術部顧問1名（パソコン部副顧問）、パソコン部顧問1名（美術部副顧問）の合計2名とする。
- (2) 廃部後、大会等に出場したいという生徒がいる場合には、水泳などと同じ扱いにする。
※練習はクラブや少年団で行い、大会には、クラブとして参加するか学校の代表として参加するかを選択する。

○働き方改革を踏まえた部活動の適正数の目安等について

- (1) 各部活動に顧問教員を原則複数人数配置できる部活動数とする。
→滑川中教員24人の場合、顧問の2名を配置すると12部活動となる。
- (2) 原則として、新入生が加入した時点で、運動部は団体登録人数（バレーボール部であれば6人）に満たない場合、文化部は6人未満の場合を削減の対象とする。
→団体の試合が組めるメンバーであること。
- (3) 検討時期としては、削減の状況に当てはまる状況が2年続いた場合は、その年度内に廃部とする。
- (4) 削減の状況に当てはまる1年目の時点で、合同部活動や拠点校部活動を実施したり、地域クラブ等と連携したりしながら、活動の場の確保について検討する。
→合同部活動：単独で活動や試合ができない複数校で編成する部活動のこと。
合同チームを編成している各学校が、県中体連に加盟しており、各地区の中体連が承認すれば編成できる。
合同を組むいずれかの学校が、競技人数を上回っていても編成できる。
→拠点校部活動：通常の活動は拠点校で基本的に練習のみ行う。
顧問は拠点校の顧問教員が行う。
大会等に出場するためには、合同チーム申請をしなければ出場できる。
- (5) 上記の部活動については、生徒や保護者（小学校を含む）に早めに公表し、段階的に部活動の削減を進める。

14 感染症対策について

- 平日及び休日の活動については、引き続き感染症対策を講じながら実施していく。（各競技連盟、各関係団体のガイドラインを参考に実施する。）